

雫石町告示第 59 号

雫石町空き店舗活用事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 3 月31日

雫石町長 深谷 政光

雫石町空き店舗活用事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 商店街の新陳代謝・活性化を促進し、商業の振興と魅力あるまちづくりを推進するため、町内の空き店舗を活用して新たに特定事業を営もうとする個人又は中小企業者に対し、予算の範囲内で雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「空き店舗」とは、過去に商業活動に供され、営業されていた物件であって、おおむね3か月以上使用されていないものをいう。ただし、1階に店舗部分を有していないもの及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗内のものを除く。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合（ただし、商店街協同組合（同法の規定に基づき設立された事業協同組合で商店街を形成しているものをいう。以下同じ。）を除く。）
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法

人

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

3 この要綱において「特定事業」とは、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する日本標準産業分類の小売業、飲食業又はサービス業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないものをいう。

（補助金の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗を賃借して特定事業を営もうとする個人又は中小企業者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 当該店舗について賃貸借契約を締結していないもの

(2) 当該店舗について改装工事に着手し、又は改装工事が終了しているもの

(3) この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者。ただし、町長が商業の振興に寄与すると認めた場合はこの限りでない。

(4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業その他町長が不相当と認める種類の営業を行い又は行おうとする者

(5) 町税等を滞納している者

(6) その他町長が不相当と認める者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

（申請書の様式等）

第5条 規則第3条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、任意の様式による事業計画書、交付申請額の算出基礎となる書類、2者以上の改装費の見積書の写し及び貸室に係る賃貸借契約書の写しを添付するものとする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 町長は、規則第6条の規定により規定する交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(年度をまたがる補助金の交付申請)

第7条 前条の交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）のうち年度を越えて引き続き補助金の交付を受けようとする者は、当該通知の交付のあった年度の翌年度の4月末日までに、規則第3条第1項の申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第3条中「特定事業を営もうとする個人又は中小企業者等」とあるのは「特定事業を営む中小企業者等」と、同条第2号中「改装工事に着手し」とあるのは「補助金の交付を受けずに改装工事に着手し」と読み替えるものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、町長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、雫石町空き店舗活用事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）により町長に申請しなければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の変更等の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、雫石町空き店舗活用事業費補助金変更等承認通知書（様式第4号）により通知する。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、規則第14条の規定により交付決定を取り消したときは、雫石町空き店舗活用事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知する。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第11条の報告書の様式は、改装費に係るものにあつては、様式第6

号のとおりとし、その提出時期は、改装工事が完了した日から起算して30日以内とする。ただし、年度を越えることはできない。

- 2 規則第11条の報告書の様式は、家賃に係るものにあつては、様式第7号のとおりとし、その提出時期は、4月から9月分の家賃については9月末日まで、10月から3月分の家賃については3月末日までとする。

(請求書の様式)

第13条 規則第11条第2項の補助金交付請求書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(交付の方法)

第14条 町長は、規則第11条第2項の規定により補助金を交付する場合は、申請者の指定する口座への振込により交付するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費(空き店舗の外装、内装、設備等の工事等、改装に係る費用をいう。)	1 / 2 以内	1 店舗につき、100 万円
家賃(特定事業を営むための貸室にかかる家賃で、賃貸借契約上の月額賃料をいい、共益費、敷金、礼金等を除く。)	1 / 2 以内	1 店舗につき、月額3 万円

備考

- 1 改装費の場合は、初年度に限り補助する。
- 2 家賃の場合は、同一の物件について12月分から前年度までにこの要綱による補助金の交付を受けた月分を控除した月分を限度とする。